

野洲市景観形成方針(案)

[概要版]

平成 23 年 7 月

1. 策定の経緯

野洲市は、三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの美しい自然景観、広がりのある田園景観、神社・仏閣などの歴史・文化景観、これらが調和して野洲らしい景観を呈しており、これらを次世代に継承していく必要があります。

しかしながら、高度経済成長を背景に、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが進み、市民生活の利便性が高まった反面、美しい景観への配慮を欠いた雑然としたまち並みが形成されつつあります。

このような中、現在の野洲市の景観施策の中心は、広域的な視点である滋賀県景観計画となっており、野洲市の特性に応じた、きめ細やかな景観施策はできていません。

このようなことから、市では、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で構成する「野洲市の景観を考える委員会」を立ち上げ、市民及び事業者へのアンケート調査や市民ワークショップで得られた市民意向を踏まえた検討を重ねていただき、景観形成方針を作成しました。

本方針は、野洲市の景観の現状と課題を整理したうえで、良好な景観形成に向けての将来像を定め、それを具現化するための基本方針、実現に向けての方策などをまとめたものです。



「景観」とは

『景観』とは、野洲市では、『地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などさまざまな景観要素によって作られる、人の目に映る景色』とします。

良好な景観は、自然のみといった単一の要素で構成された景観だけではなく、人々の生活など、複数の要素が調和することによって作られるものです。

そのため、単一の景観保全を行うだけでなく、全体として調和する景観の形成を進めていくこととします。

2. 良好な景観形成に向けての課題

① 野洲らしい景観の保全についての課題

三上山をはじめとする山並み、野洲川などの河川、琵琶湖といった自然景観、集落と調和した平地部の田園景観、各地域に点在する神社仏閣などの歴史・文化景観が、その背景に広がる大空と調和して野洲らしい景観を形成しており、これらの景観の保全が課題となっています。



三上山と錦織寺



家棟川と遊覧船



琵琶湖湖岸



三上山や田園と調和する集落



御上神社(国宝)



旧朝鮮人街道の桜並木

② 良好な景観の改善・創出についての課題

野洲駅を中心に急速に広がった市街地や、国道8号をはじめとする主要幹線道路の一部などでは、派手な色彩の建物や屋外広告物などが立地し、周辺景観と調和しているとは言い難い状況にあります。また、大規模建築物などは景観に対し、大きな影響を及ぼしています。このため、良好な景観の形成に向けて、改善・創出が課題となっています。



国道8号



主要地方道大津能登川長浜線



野洲駅北側

③ 失われた景観についての課題

生活の利便性や安全性が確保されたことと引き換えに、昔ながらのまち並み、琵琶湖の葦群落、内湖、清水の流れる水路などのうるおいのある生活環境が失われつつあり、これらの景観の再生が課題となっています。

3. 景観形成の方針

(1) 景観の将来像

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ～

(2) 良好な景観形成に向けての基本方針

① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全

三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの自然景観、田園・集落景観、神社仏閣や伝統行事などの歴史・文化景観など、これらが調和した野洲らしい景観を保全します。

特に、野洲のシンボルである三上山については、視点の対象となる三上山自体を引き続き保全するとともに、良好な眺望景観を確保していくため、道路も含めた視点場を設定し、ここからの眺望景観を保全していくこととします。

② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出

市街地や主要幹線道路沿道の建築物などについては、自然景観や田園景観などとの調和を図るため、形態・色彩とともに眺望の確保にも配慮します。

③ うるおいのある景観の再生

旧街道における昔ながらのまち並みや琵琶湖の葦群落、内湖、河辺林、清水の流れる水路などを取り戻すことにより、うるおいのある景観を再生します。

④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

良好な景観を形成するにあたっては、市民・事業者・公共が協働で取り組むことが不可欠です。

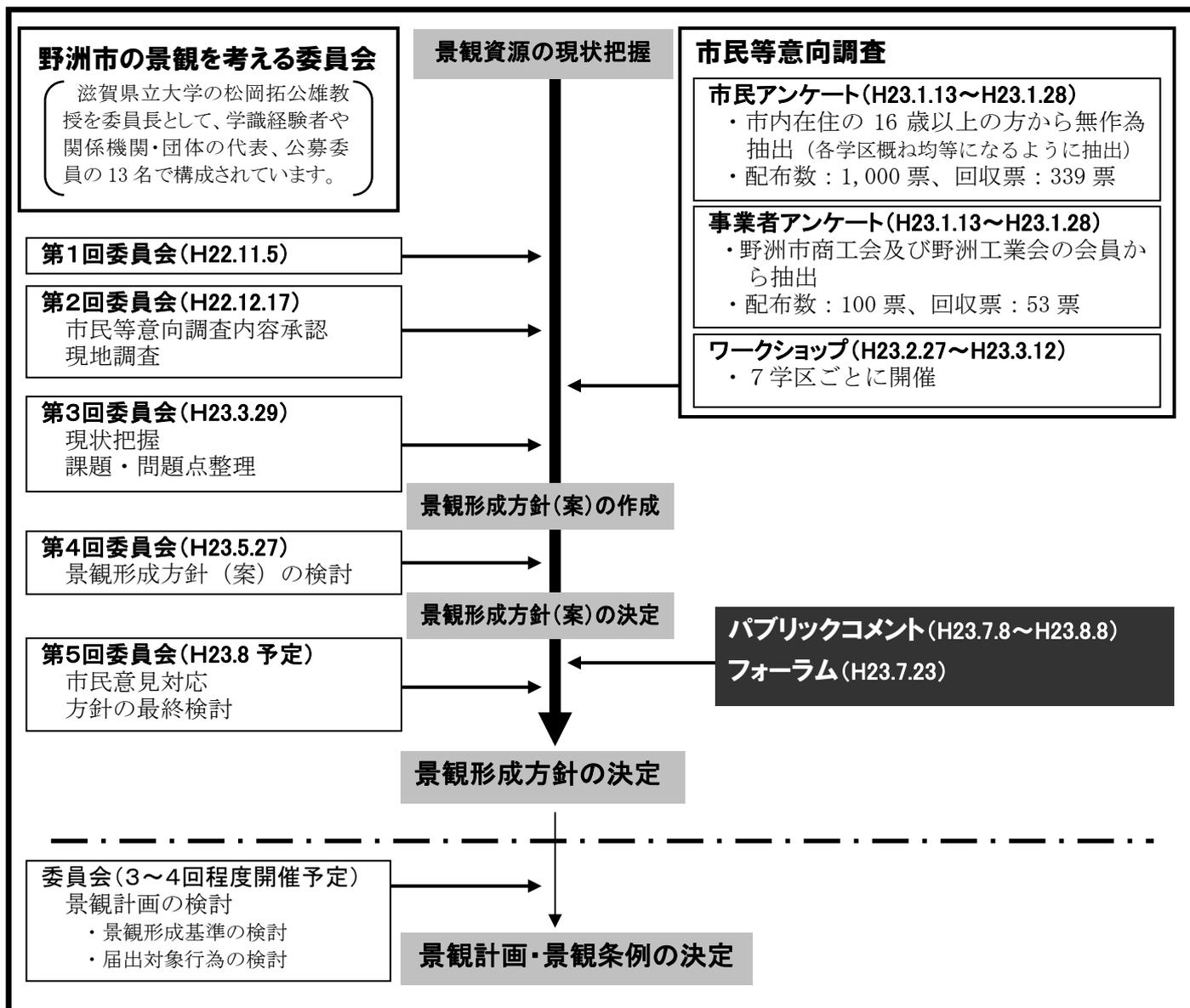
そのために、主体となる将来を担う子どもたちを含めた市民、事業者などへ情報発信を行うとともに、景観まちづくりについて住民などと協働で検討するなど、市民の地域への愛着や誇りを育み、良好な景観を形成していこうという共通意識を高めていきます。

また、来訪者に対しても、良好な景観を享受していただけるよう、もてなしの気持ちで取り組んでいきます。

4. 実現に向けて

野洲市は、景観法に基づく景観行政団体になり、市の特性に応じた景観計画を定めます。そして、景観計画をはじめ、他制度も含めた、総合的・一体的な景観まちづくりを進めます。

4. 野洲市景観形成方針作成の流れ



詳しい内容については、都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各コミセン、野洲地域総合センター、市民交流センターの備付けの資料をご確認ください。市ホームページでもご覧いただけます。

市ホームページのアドレス

<http://www.city.yasu.lg.jp/doc/tosikensetubu/tosikeikakuka/keikanpabukome.html>

【問い合わせ先】

野洲市役所 都市建設部 都市計画課

TEL：077-587-6324 FAX：077-586-2176

電子メール：tosi@city.yasu.lg.jp